会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議(平成25年度第2回)
開催日時	平成25年11月8日(金) 午前10時00分から午後12時30まで
開催場所	別館4階 第4委員会室
出席者	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 安藤評価員(案件(1))、遠藤評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局:財務部総合契約検査室(中村、山口、橋本、的場、浅野、松本)
(評価員・50音順)	水道部お客さまセンター(竹本、野島、北野)、上下水道経営課(木挽)、
	給水管理課(大越)(案件(1)) 環境事業部減量業務室(山下、亀井、濱上、則武)(案件(2))
案 件 名	(1) 水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般 競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について (2) 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託に係る委 託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の 決定について (3) その他
提出資料等	・水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札執行調書 ・水道検針業務、窓口・収納業務等委託入札参加者評価点一覧及び各社評価基準採点表 ・水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 ・水道検針業務、窓口・収納業務等委託仕様書 ・粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託総合評価一般競争入札執行調書 ・粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託入札参加者評価点一覧及び各社評価基準採点表 ・粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 ・粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準
決 定 事 項	・入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採点表(案)について意見聴取が行われた。・落札候補者について意見聴取が行われた。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項 について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署 (事務局)	財務部総合契約検査室、水道部お客さまセンター (案件(1))、環境事業部 減量業務室 (案件(2))

審議内容

≪開会≫

事務局から評価員4人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者 決定基準に基づく落札候補者の決定について

今回の入札申し込みのあった2社について、入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採 点表(案)等に基づき、各評価項目及び評価点の説明を事務局から受けた。

□価格評価及び技術的評価について

評価員: 苦情処理体制について、A社が3点、B社が1点ということで評価の差があるが、どのような違いか。

事務局:窓口対応の中で、マニュアルにより具体的にこのような苦情が来たときにはこう対応するということが、窓口でのトラブルを少なく、いかに解決できるかいうことで、大事な部分であると考えている。A社については具体的で細やかな提案があり、また、対応マニュアルあるいは事例集も完備されており高い評価となっている。B社は、具体的というより、抽象的な通常対応での内容に係る提案であったため、得点差がついたものである。

評価員:宿・日直業務の目的に沿ったという宿直業務その他業務全般に関する業務提案の内容を 評価するという部分で、宿・日直業務の就業規則の規定や、あるいは許可が必要となる のでその有無というのは確認しているのか。

事務局: 就業規則上の規定の有無については確認した。許可の有無については確認までは行っていない。許可については評価項目として設定しておらず、必要であれば業務履行に関しての関係法令遵守は求めているものである。

□社会的価値評価について

評価員:従業員のボランティア活動に関して、行政からの要請を会社が受け、その社員が参加する場合、会社としてそのボランティア活動に参加する場合、業務ではないので手当てもなく社員の意思に任せる場合等様々な場合がある。B社のボランティアについては行政からの働きかけで会社が受ける。それを社員の希望者は参加してくださいというような募り方だったのか、また、日当等が支払われているのか。

事務局:日当はないと考えている。B社の1点の配点は、『高齢者見守り隊』が市全体の事業として発足し、その市からの受注業務の中で行っているものである。外回りの業務の中で高齢者宅の確認や新聞が溜まっているか等を確認するものである。もう一つは、他市において行っている『ぐるぐるパトロール』、こども110番的なものであるが、その二つのボランティア活動の報告があった。ただし、本市の考え方においては、業務中に行

う活動については協力であり、ボランティア活動とは業務以外で行うものであると考えているのでご意見を伺いたい。

評価員:一つの目安としては、業務中、業務外という分け方があると思う。

評価員:ボランティアという言葉にこだわるより、企業が社会貢献の活動に参加することについて、動機はどちらでも良いと思う。社会貢献の実態そのものを評価するのが本来であり、行政からこども110番の協力要請があったとしてもそれはあくまでもきっかけにしかすぎないものであり、それに協力する、しないというのは、企業の社会貢献の姿勢そのものだと思う。動機はともあれ、社会貢献として地域奉仕活動に参加しようというその取り組み姿勢と、その実態を評価すれば良いと考える。

事務局:広義でのボランティア活動という意味で、社会貢献として捉えた方が良いという御意見 を踏まえ、検討の上、判断していく。

評価員:項目についての点数は、事後に全部公表されるのか。

事務局:落札決定し、契約締結した後には、ホームページでこの評価の点数を公表する。

評価員:人権問題の取り組みで、3年間継続実施、1年でも未実施の年があれば0点とするとあり、また、実際の評価項目では1年ごとに最低1回の実施で1点、1年ごとに最低2回以上の実施で2点となっているが、このような研修は回数で議論する話ではないと思う。今回はこの評価基準に基づき評価するしかないが、今後、研修については内容が問題なので、内容と回数という評価ということで見直しを検討してはどうか。

事務局:今後、検討とする。

評価員:女性の管理職に占める割合において、B社はどのような管理職の女性となっているのか。

事務局:名簿の提出があり、その中で女性の課長、課長代理職となっている。

評価員:総合評価の実施当初から予想されたことではあるが、その事業者に管理職に登用する対象者がいない場合における評価方法に少し問題はあると思う。

事務局:確かに会社の構成もあり、今回のような業務であると比較的従業員数が多い会社での参加が見込まれるが、違う業務になると会社規模が小さくなり、比率的にも管理職が2人、3人しかいないが全体の従業員数が少ないことから比率で見ると上がってしまうという部分もあるので、なかなか難しい部分ではあるが、課題としてはある。

●案件(2) 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託に係る委託業務総合評価ー 般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

今回の入札申し込みのあった2社について、入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採 点表(案)等に基づき、各評価項目及び評価点の説明を事務局から受けた。

□価格評価及び技術的評価について

評価員:両者同評価だが、IS09001の取得状況において、A社は書類提出があったが0点、B社は書類提出がなく0点となっているが、両者とも0点となっているのは。

事務局: A社については、書類提出はあったがISO9001とは違う認証を取得しているということで 0 点となる。

□社会的価値評価について

評価員:就職困難者の継続雇用又は就労形態の項目で、就職困難者の具体的な確認方法は。例えば、母子家庭の母、非自発的離職者というのはどのように確認しているのか。

事務局:報告書による確認を行っている。報告書の中で65歳以上の高齢者、母子家庭の母、非自 発的離職者を対象としたものについて、雇用人数等の報告を受けている。また、落札候 補者に対しては、実際に新規雇用、就職困難者の雇用について、報告どおりの状況かど うかを証する書類の提出を受け、確認している。

評価員:障害者雇用率又は雇用者数の評価項目で、B社は雇用がなく0点というのはわかるが、 A社は雇用率を超えてないので0点となっている。障害者雇用率を超えていないのは双 方とも同じだが、A社は雇用者はいると思う。評価基準上このような仕組みとなってい たか。

事務局:評価基準においては、雇用率2.0%を超えていない場合は0点としている。

評価員:障害者の新規雇用と障害者雇用率又は雇用者数の評価項目の関係で、これはこれからの雇用計画と現在の雇用実績となり、雇用実績は雇用率2.0%を超えていなければ1人でも雇用があっても全く評価されず、今後の雇用計画については高く評価するということに関しては、配点を少し検討する必要があるのではと考える。また、雇用実績は法令を順守していても評価しないということである。ところが、セクシュアル・ハラスメント防止対策、育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定の内容の評価項目については、規定があるかどうか、つまり法令を遵守してるかどうかを評価している。障害者雇用だけは、法令を遵守していても0点である。これは統一的な評価になっておらず、問題があるのではないかと考える。

事務局:障害者の雇用実績については雇用率が2.0%を超えていれば評価しているものである。 しかし、過去に審査委員会においても同様の意見はあった。そのことから他市の状況を 調査したところ、各市により異なる結果であった。現在の評価方法は、本市での総合評 価を試行実施する際の当時の審査委員会等の意見もあり、雇用率を超えれば評価すると いうことで現在に至っている。

評価員:障害者の雇用については、法令を遵守することだけでも厳しい現実がある中で、まず法令を遵守している場合は、そこはやはりきちっと評価すべきだと考える。法令を遵守することについて評価しないとしているのと同じである。もう少し柔軟に考えてほしい。

事務局:入札参加者において法定雇用率をクリアしている企業というのは少ないと感じる。その中で、雇用率又は雇用者数について法定雇用率を満たしていなければ評価しないということに関しては、障害者の雇用の促進という観点においては、ただいまのご意見を一定理解する。今後はご意見を踏まえ、検討する。

評価員:評価員会議での発言と、事務局の発言というのはどちらが重視されるのか。その後の庁内委員会において、評価員会議でこのような指摘があったということであれば、それに委ねられるのか。これまでの評価員会議における意見についても反映されていないように思う。地方自治法、同施行令に基づくこの第三者委員会の位置づけを枚方市としてはどのように考えているのか。疑問に感じるところがある。

事務局:平成23年度に総合評価が制度化され、それぞれ評価員に依頼させていただき、冒頭の会議のときに御説明させていただいたが、総合評価を行うときは、落札者の決定基準を定

め、定めるにあたっては、学識経験者の意見を聞かなければならないとされている。本市では、制度の中で全ての対象業務について4人の評価員と業務によって専門分野の方も含めた中で落札者決定基準について意見を聞くこととしている。その意見の中で、当然、ただ今のご意見のように、反映すべきものと考えるものについては当然反映していくものである。ただ、反映はしたいが、その方法ということを検討するにあたって、直ちにはできないという部分もある。その意見を聞いた中で、最終は庁内の委員会の中でどうしていくのか、また次回、次年度以降に向けての落札者の決定基準のあり方についてどのようにしていくのかというのも、合わせて庁内の審査委員会の中で最終決定していくという制度となっている。ただ今ご意見いただいたように、従前からいただいている意見で実現できていない部分についても確かにある。ただ、意見をいただいた中で、今回については、制度として一定決定したものであり、現時点で変更するわけにはいかないが、今後、どのように改善し、反映できるようにするのかは、検討していく。また、ご意見をいただいた内容について、反映していない部分についての説明について不足していた部分があったので、今後は説明を行っていく。

評価員: 先ほど申し上げたとおり、障害者雇用における評価の考え方を是非検討してもらいたい。 そのバランスを指摘されると評価制度そのものの信頼度が他のことにも波及するので はないかと思う。

事務局:全体のバランスも考慮しながら、今後の課題とする。

評価員: 育児・介護制度への取組みの項目については、実際に職員が規定の内容について審査するのはかなり難しいと思う。例えば就業規則であれば、労働基準法上必ず盛り込まなければならない絶対的記載事項等に条文上の漏れがないかというのをチェックする必要があり、手間がかかる。特に、この育児・介護については、最近の法改正で、有期の方にも育児休業を取得させることとされており、満1歳になったときに雇用契約が存続してるかどうかという記述がきちんとあるのかどうか等の条文チェックをするとなると、かなり難しいものである。この評価項目に関しては内容の評価ではなく、規定の有無を評価するのか。

事務局:現状では具体的な規定の有無を評価している。

□低入札価格調査について

評価員:調査基準価格を予定価格の81%に設定するという考え方は。

事務局:委託業務における調査基準価格は、通常は予定価格の60%というのが一つの基準となっており、もう一つは、60%では業務の性質上ふさわしくないものについては、60%から90%の間で設定するということになっている。本案件については、オペレーティング業務の中で、主に人件費に係る部分で、60に%設定すると最低賃金を下回ってしまうことなることから、一定の経費を最低賃金に換算した中で、必要経費を考慮した上で、81%での設定としている。

評価員:低入札価格調査総括書の中で、本市設計に対して削減が認められたとあるが、本市設計 に対してということは、何か具体的に業務量を上手く減らしながら業務ができるという ことか。

事務局:この部分については、細かな項目があるわけではないが、オペレーティング業務及び受

付センター運用業務の中で、市が予定している価格に対して比較検討できる範囲での内 訳等の調査、また、事業者に対するヒアリングを行い調査したところ、賃金などは確保 しながら、経営努力や技術力での一定の削減が認められたということである。

評価員:総合審査所見の部分で、本業務について契約の内容に適合した履行が可能であると判断 するというその判断と、実際の業務展開がいかにされているかということについては、 業務仕様書中のモニタリング実施とある部分で確認するということか。

事務局:総合評価においては、モニタリングを実施するということが重要であると考える。また、 当然、評価基準に応じた提案についても、契約期間中において確認を継続するものであ り、労務者の賃金支払いの状況の報告においても、年度ごとに実際に支払った賃金の報 告を求め、確認を行っていく。なお、提案は仕様書に加算されるものであり、義務づけ られるので、モニタリングの中で提案が守られていない場合は、指名停止、入札参加停 止という措置を講じる場合もある。

評価員:オペレーティング業務ということで、電話予約の受け付けの対応が非常にいいという場合は、それなりのスキルが蓄積された人が配置されているということになるが、勤務条件が悪いと絶えず労働者が流動化すると、そのための労務コストや、あるいは研修というのが発生し、コストもかかると思うが、審査を行い、履行が可能と判断していることは受け止める。

事務局:ご指摘のようなことも起こり得るとは思う。

評価員:くれぐれも、人件費、勤務条件にしわ寄せが発生し、労働者が絶えずやめたり入ったりする、あるいは採用せざるを得ないという事態は防ぐというかそのような事態を招かないようにしてもらいたい。それ以外の経営努力ということであれば、当然評価されると思うが、労働者へしわ寄せがいくということであれば、本来の趣旨、総合評価で様々な社会的価値を評価しているのと整合性がとれなくなるので、そこはきちんと実施してほしい。

□その他

評価員:今回特に感じたのは、社会的価値評価、技術的評価で、価格評価の点差を逆転することがあるので、なぜそのような評価基準になったのかということを、さらに応札する側から問われることになろうかと思う。その時に、どこかに重点的に見ていると、違う部分でちぐはぐになってくるということがあるので、視点を全体的にもう少し広く定めた方が良い。このような評価方式では性質とは思うが、議論をすればするほど細かいところに目が行き、かえって全体的なバランスを崩すようなことになるので、なかなか難しいとは思う。配点を公正にしようとさらに議論していくと、またどこか違うのではないかと、さらにまた問われることになると思うので、もう一度先ほどの点も含めて、よく検討してはどうかと思う。

評価員:中小企業の置かれている状況の中で、総合評価制度によって事業者を決めるというのが 始まってから時間も経っておらず、枚方市内を中心に、様々な事業者に法令遵守をしな いと役所は評価してくれないということで、まずきちんとした社会的な評価なりの共通 土壌を作り、その後、次のグレードに向けていくということを行っていくのが良いと考 える。それによって、地域の中小事業所においても、労働基準法が守られ、あるいは人 材育成についても、力点を置くようになってくる、そういう風潮が出てくるようなことを心がけてほしい。ハードルを高くすると、地元の事業所は残れない。それで、周辺の大都市の企業しか参加できないというようなことであれば、評価制度そのものが立派であっても、地域経済の振興、地域で働く労働者の雇用の場、あるいは経営努力を評価することにはつながっていかないリスクもある。そこは、発展段階に応じたある種の幅や柔軟性を持った制度設計、運用を心がけてほしい。

もう一つ言うならば、その評価結果で、特に労働条件の面できちんとコンプライアンスが守られてるということであれば、例えば10社応募して1社しか決まらなくても、残り9社については、法令遵守をきちんとしているというその評価結果を、社会的に還元できれば良いと考える。その結果、残りの9社はコンプライアンス、法令遵守しているということであれば、これから就職を希望しようとする人が、中小企業と言えども法令遵守をしているということが一定判断できる。そうすると、別の意味で、残りの9社を応援し、法令遵守をしている事業所を応援するというようなスタンスもとれればより良いと思う。その辺りを踏まえてほしいと考える。

●案件(3) その他

今後のスケージュールについて、事務局から説明を受けた。

≪閉会≫